

認知症及び軽度認知障害（MC I）施策の推進等に関する包括連携協定

旭川市（以下「甲」という。）とエーザイ株式会社（以下「乙」という。）とは、認知症及び軽度認知障害（以下「認知症及びMC I」という。）の施策の推進等について、相互の協力が可能な分野における連携を図るため、次のとおり認知症及びMC Iの施策の推進等に関する包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 協定は、甲と乙が協力し、連携することにより、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）の趣旨を遵守し、認知症及びMC Iに対する正しい知識と理解を深めること、並びに認知症及びMC Iに関する適切な対応や支援、認知症の発症予防・進行防止等に取り組み、認知症及びMC Iへの理解を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、市民に対して、協働で認知症及びMC Iの施策に関する普及啓発や早期発見及び早期対応の推進等（以下「連携事項」という。）を行うものとする。

2 連携事項の実施方法その他具体的な実施内容は、次のとおりとする。

(1) 認知症及びMC Iの施策に関する普及啓発

市民を対象とした啓発集会の開催等の普及啓発

(2) 認知症及びMC Iの早期発見及び早期対応の推進

ア 認知症及びMC Iに関する研修会の実施等専門職の資質の向上に関すること。

イ 甲及び地域包括支援センターが実施する認知症及びMC Iに関する研修会、認知症サポーター養成講座等に対する乙の資材提供その他の協力

(3) その他

市民が認知症及びMC Iになっても住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちづくりに資すること。

3 乙は、連携事項の実施に当たり、営利を目的とする活動を行ってはならない。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携事項に関し取り扱う個人情報の漏えい、改ざん、滅失、破損その他の事故を防止する措置を講じなければならない。

2 甲及び乙の職員又は職員であった者は、連携事項に関して知り得た個人情報及び相手方の秘密情報を漏らし、又は連携事項の実施以外の目的に利用してはならない。

（反社会的勢力への対応）

第4条 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前2号に準じて行うべき行為

2 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含み、これに限らない。）と関係を持たないことを表明し保証する。

（協定の期間）

第5条 協定の期間は、協定締結の日から令和9年3月末日までとする。

2 前項の期間の満了1月前までに甲又は乙から終了の申出がないときは、協定の期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

3 第3条の規定は、協定の期間満了後も効力を有する。

（協定の変更及び解除）

第6条 甲又は乙は、協定の変更又は解除を必要と判断したときは、甲乙間で協議の上、協定の変更又は解除を行うものとする。

2 甲又は乙は、相手方が第4条第1項又は第2項の規定に違反したときは、何ら協議することなく、相手方に対して協定を解除する旨の通知をすることにより、協定を解除することができるものとする。

（疑義等の決定）

第7条 協定に定めのない事項又は協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月2日

北海道旭川市7条通9丁目

甲 旭川市長

今津 寛介

東京都文京区小石川4丁目6番10号

乙 エーザイ株式会社

執行役 日本事業担当

遊佐 寿彦